

令和 2 年度 第 1 回生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	令和 2 年 1 0 月 2 0 日（火） 生駒市役所 3 階 3 0 2 会議室			
出席委員等	委員長 森 裕之 委員長代理 松山 治幸 委員 福本 佳苗			
	事務局		杉浦総務部長・黒松契約検査課長・山本契約検査課課長補佐・前田契約検査課主幹・大熊契約係長・北野契約係員	
	抽出案件説明担当課	教育総務課	山本課長・牧井庶務係長・井上営繕課主幹	
		管理課	西岳課長・銭谷維持保全係員	
		営繕課	田中課長・東浦主幹・中本保全係員	
		総務課	飯島課長・小林総務係員	
	水道局工務課	西補佐・川本工務係員		
審議対象期間	令和元年 1 2 月 1 日 ～ 令和 2 年 5 月 3 1 日			
抽出案件	総件数	5 件	(備考) 期間内入札等件数 一般競争入札 4 0 件 指名競争入札 0 件 随意契約 1 2 件	
一般競争入札		3 件		
指名競争入札		0 件		
随意契約		2 件		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	別紙のとおり			
委員会による意見具申又は勧告の内容				

質 問	回 答
2-(1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について	令和元年12月1日から令和2年5月31日までに契約された各方式別の状況について報告をしました。
2-(2) 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について	各抽出案件について、一般競争入札における参加資格設定理由、選定理由及び工事概要を担当課及び事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から業務概要及び随意契約理由を説明しました。
●抽出案件1(生駒小学校受水槽改修工事:教育総務課)について 応札業者が少なかったのはなぜですか?特殊な工事ですか? 応札するにあたって求める実績等を引き下げても応札者が増えるということはありませんか。	特殊な工事ではありませんが、受水槽の工事についてメーカーが下請けに入りますので、そのメーカーに強い業者が応札したのではないかと思います。自社でする工事とは違い利益が少ないかも知れません。 増えないと思います。
●抽出案件2(般若の滝線道路法面維持保全工事:管理課)について この工事は緊急性はなかったのですか?(緊急の)随意契約の方法はとらなかったのですか。 結果、一者の応札となったわけですね。特殊な工法ということですが、応札可能な48者はこの工事を施行することは可能なんですか。 施工可能な業者を下請けにしておくことができるという意味で、応札可能な業者が何者あるかは、入札をしてみないとわからなかったということですか。最初から1者しかないとわかっていたのなら随意契約の方が期間も短縮でき、価格交渉などで経費を抑えることも可能だったかもしれません。 なぜ変更契約をされているのですか。	県道の上部に市道があり、その法面が崩落すれば県道に影響がありますので、危険な状態ではありましたが、今すぐに工事しなければならないということではないと判断しました。最適な工法を選択するために調査を要し、また結果として特殊工法を用いた工事ということになったため、設計にある程度時間を要しました。補助金の対象となることもわかり、一般競争入札としました。 48者のうち、自社でこの工事を施工できる業者はありません。この工法を扱うことができる業者は全国で20者ほどしかなく、施工可能な業者を下請けにしておくことになります。 そこまでは把握できていなかったというのが正直なところです。結果的に、1者の応札だったということです。 防護柵のやりかえが必要になったため、またアンカーを打つにあたって水道管の移設工事が必要になり、それに伴い移設後の水道管舗装復旧工事が必要となったため、変更契約をいたしました。

質 問	回 答
生駒市では、1者の応札でも入札は有効としているのですね。	はい。一般競争入札においては1者応札であっても、広く公告しており、たまたま応札が1者だったというだけで、誰が応札するか分からないという点で公平性・競争性は保たれていると判断しています。指名競争入札は、1者応札の場合は取止めとしています。
●抽出案件3(令和2年度建築物・建築設備・防火設備定期点検等業務:営繕課)について 31施設とはどの施設ですか。 落札率が低いですが、なぜですか。設計金額が高いということはないですか。 この業務はほぼ人件費ということになりますか。 落札率がとても低いですが、予定価格(設計金額)を下げることは難しいですか。 人件費については何が適正な価格か、という判断はとても難しいですね。 応札したのは大阪の業者ですか。応札可能業者160者の中には生駒の業者もありますか。	市役所本庁、小学校、中学校、生涯学習の施設や体育館などです。 歩掛がないので、業者に人工の見積りを徴取し、そこに公共の労務単価をかけて設計金額としています。設計金額はあくまで定価という考えですので、落札率が低いからといって積算方法を変更するということはありません。 そうです。昨年から防火設備の点検業務も加えられ、資格的には建築士の資格をもっていれば点検できるのですが、実際にはシャッターなどの防火設備に精通した業者も入って点検を行っているという実状があり、設計金額が高くなっています。 予定価格はあくまで適正な金額ということです。最低制限価格を設ければまた変わってくるとは思います。土木系のコンサル業務についても同じような落札率です。かといって、質の悪い業者ということもありません。 はい。仕事がない時期は安く落札されますし、逆に繁忙期は応札がないときもあります。 生駒市本店の業者で登録されているのは1者だけです。県内本店は42者、県内支店は10者、近畿本支店は100者程度の登録があります。
●抽出案件4(地下1階書庫電動集密書架制御部・駆動部更新工事:総務課)について この書庫は、いつからあるのですか。 このような工事を施工できる業者は何社ありますか。	導入は、1992年です。設置から27年ほど経過しています。 すみません、把握しておりません。

質 問	回 答
このようなケースはよくあるんですが、機械を導入した業者でなければ部品交換等のメンテナンス的な工事はできないのですか。 導入業者ではない業者にそのことは確認はされているのですか。 そこは確認すべきではないかと思います。ずっとこの業者でいかなければならないのか、他に安く施工できる業者があるのか等の選別をした上で、随意契約をすべきではないでしょうか。 この工事を行う業者に、他者では正常な工事ができない旨の説明を受け、あるいは他者にも施工可能かどうかを確認した上で随意契約を行うべきだと思います。 この案件に限らず、機械の導入業者しかメンテナンス工事はできないと思い込んでしまっているケースは多いと思います。もしかしたら特殊ではないかもしれないし、他の業者でも対応可能であれば入札も可能かもしれません。随意契約の根拠を明確にするためにも、可能な限り、他者ではできないことを確認するなどの手続きを踏んでいくべきではないでしょうか。 最近の機械などは、他者でも対応できるような汎用品を使っている場合も多いと思います。	新しい書架を入れ替えるのであれば可能だとは思いますが、部品交換などの工事となると導入業者しかできないと思います。別の業者が施工した場合、動作の補償ができないということです。 他の業者には確認しておりません。 はい。 はい。最初から他者ではできないと思い込まず、工事を行う業者や他者に確認するなど対応していきたいと思います。 確かに、システム系や設備系の工事はそういう考えに陥りがちかなと思います。今回ご指摘いただいた点は今後の課題としてとらえ、改善できるような仕組みを考えたいと思います。 発注段階で、できるだけ汎用品を取り入れるよう指導を徹底していきたいと思います。
●抽出案件5(般若の滝線道路法面維持保全工事に伴う水道管移設工事:水道局工務課)について 予定価格は積算した上で業者には見積りを依頼したのですか？ 入札にはしなかったのですか。	こちらで積算した上で予定価格を決定し、業者に見積りを依頼しました。本工事の請負率が100%だったので当初の見積りは高かったのですが、交渉の結果、最低制限価格で請負うことになりました。 入札すれば時間を要します。交渉の結果、最低制限価格で請負うことになったので、随意契約としました。
3-(1) 入札参加停止措置状況について	令和元年12月1日から令和2年5月31日までの入札参加停止措置を行った状況について報告しました。
3-(2) 建設工事における設計変更の状況について	令和元年12月1日から令和2年5月31日までの設計変更の状況について報告しました。

質 問	回 答
3-(3) 不調・不落、1者入札の状況について	令和元年12月1日～令和2年5月31日における不調・不落、1者入札の状況について、報告しました。
3-(4) 地域要件変更及び最低制限価格引上げに伴う入札参加状況について	平成27年から現在までの、地域要件を設けている工事についての応札者数、落札率の推移について説明しました。
3-(5) 生駒市前金払取扱要領の制定について	建設工事だけでなく建設工事の設計又は調査、測量などの業務についても前金払の対象とする生駒市前金払取扱要領を制定したことを説明しました。
3-(6) 入札参加者資格審査にかかる発注工種の見直しについて	従来より「管工事」で発注していた上水道等の取水・浄水・排水等の施設設置工事について、来年度から「水道施設工事」で発注することについて説明しました。
4 案件抽出(当番委員)の指名について	森委員長と松山委員長代理におかれましては今月末で生駒市入札監視委員会委員を退任ということになりますので、次回の案件抽出につきましては福本委員に決定しました。
5 次回開催日について	次回の開催日は後日調整の上決定することとしました。
委員長及び委員長代理の退任について	森委員長と松山委員長代理におかれましては今月末で生駒市入札監視委員会委員を退任されます。長きにわたり本市の入札制度改革を支えていただき、様々な視点でご指導いただいたことに深く感謝いたします。ご指摘いただいたことについてもまだまだ改善していかなければならない点もございますし、今後も入札制度を維持向上していかなければならないと考えております。今後はまた違った立場から、引き続き生駒市政をご指導いただければと思っております。本当にありがとうございました。 ＜森委員長と松山委員長代理からもご挨拶をいただきました。＞